

名古屋市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに  
公布する。

令和 2年 3月23日

名古屋市長 河 村 たかし

### 名古屋市条例第 3号

#### 名古屋市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条 例

(趣旨)

第 1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第68条の 5第 1項の  
規定に基づき、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めるものと  
する。

(設備及び運営に関する基準)

第 2条 前条の基準は、この条例に定めるもののほか、無料低額宿泊所の設備  
及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号。以下「省令」とい  
う。）の定めるところによる。この場合において、省令第12条第 6項第 1号  
ハ中「7.43平方メートル以上とすること。ただし、地域の事情によりこれに  
より難しい場合にあつては、4.95平方メートル以上とすること。」とあるのは、  
「7.43平方メートル以上とすること。」と読み替えるものとする。

(食料及び飲料水の備蓄)

第 3条 無料低額宿泊所は、非常災害に備え、入居者及び職員の 3日間の生活に必要な食料及び飲料水を備蓄しなければならない。

(暴力団の排除)

第 4条 無料低額宿泊所は、その運営に当たっては、名古屋市暴力団排除条例(平成24年名古屋市条例第19号)第 2条第 1号に規定する暴力団を利用することとならないようにしなければならない。

(委任)

第 5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和 2年 4月 1日から施行する。